

事 故 処 理 基 準

目次

第 1 章 総則

第 2 章 事故処理時の通報

第 3 章 事故の処理等

別 表 官公署関係連絡表、医療関係連絡表

愛媛県松山市由良町 1234 番地
株式会社 ごごしま

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

1. この基準は、安全管理規定に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の航行の安全に資することを目的とする。

第 2 条 (事故等の範囲)

1. この基準において、「事故」とは、当社の運航中の船舶に係る①～④に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び⑤の事態（以下「インシデント」という。）をいう。
 ①旅客、乗組員及びその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷、若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という）
 ②衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
 ③航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
 ④強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
 ⑤前項①～③の事象に至るおそれの大きかった事態

第 3 条 (軽微な事故への準用)

1. この事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第 2 章 事故発生時の通報

第 4 条 (非常連絡)

1. 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は、速報を旨とし、判明したものから逐次追告することにより、次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。
 2. 第三者の助言又は援助を必要とする場合、船長の海上保安部への連絡は、別表『公官署連絡表』により、最寄りの海上保安部に行うものとする。
 3. 運航管理者は、事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから、逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式（FAX用紙）を船舶及び事務所に備え置くものとする
 4. 非常連絡は、原則として、別表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

第 5 条 (非常連絡事項)

1. 事故等が発生した場合の連絡は、原則として、次の区分により行うものとする。

- ①全事故に共通する事項
 - a. 船名
 - b. 日時
 - c. 場所
 - d. 事故等の種類
 - e. 死傷者の有無
 - f. 救助の要否
 - g. 当時の気象・海象
- ②事故の態様による事項

	事故の種類	連絡事項
A	衝突	a. 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近の状況） b. 船体、機器、車両の損傷状況 c. 浸水の有無（あるときはD項） d. 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） e. 自力航行の可否 f. 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主、船長名、できれば(住所、連絡先) → 船舶衝突の場合 g. 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等 → 船舶衝突の場合
B	乗揚げ	a. 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、

		海底との接触箇所、船体傾斜、 喫水の変化、陸岸との関係 b. 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 c. 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 d. 船体、機器、車両の損傷状況 e. 浸水の有無（あるときはD項） f. 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 g. 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
C	火災	a. 出火場所及び火災の状況 b. 出火原因 c. 船体、機器、車両の損傷状況 d. 消火作業の状況 e. 消火の見通し
D	浸水	a. 浸水箇所及び浸水の原因 b. 浸水量及び増減の程度 c. 船体、機器、車両の損傷状況 d. 浸水防止作業の状況 e. 船体に及ぼす風浪の影響 f. 浸水防止の見通し g. 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
E	強取 殺人 傷害 暴行等の 不法行為	a. 事件の種類 b. 事件発生の端緒及び経緯 c. 被害者の氏名、被害状況等 d. 被疑者の人数、氏名等 e. 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 f. 措置状況
F	人身事故 （行方不明 を除く）	a. 事故の発生状況 b. 死傷者数又は疾病者数 c. 発生原因 d. 負傷又は疾病の程度 e. 応急手当の状況 f. 緊急下船の必要の有無
G	旅客 乗組員等の 行方不明	a. 行方不明が判明した日時及び場所 b. 行方不明の日時、場所及び理由（推定） c. 行方不明者の氏名等 d. 行方不明者の遺留品等
H	その他の 事故	a. 事故の状況 b. 事故の原因 c. 措置の状況
I	インシデ ント	a. インシデントの状況 b. インシデントの原因 c. 措置の状況

第 3章 事故の処理等

第 6条（船長のとるべき措置）

1. 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために、船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

①海難事故の場合

- a. 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- b. 人身事故に対する早急な救護
- c. 連絡方法の確立（船内及び船外）
- d. 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- e. 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

②不法事件の場合

- a. 被害者に対する早急な救護
- b. 不法行為者の隔離及び監視
- c. 連絡方法の確立（船内及び船外）
- d. 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- e. 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

第 7条（運航管理者のとるべき措置）

1. 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく、船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2. 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず、船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに、第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。
3. 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときに、運航管理者の取るべき措置は、おおむね、次のとおりである。
 - ①事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
 - ②海上保安官署への救助要請
 - ③行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
 - ④必要人員の派遣及び必要物資の補給等
 - ⑤船長に対する必要事項の連絡及び助言
 - ⑥医師、病院、宿舎の手配等、旅客救護のための措置
 - ⑦乗船客氏名の確認及びその連絡先への通知

第8条（事故処理組織）

1. 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 班長 船舶担当役員 当直外社員	①事故の実態把握 ②事故関係情報の収集 ③船舶及び関係機関との連絡 ④救難の実施 ⑤その他、救難に必要な事項に関する事
旅客対策班 班長 営業担当役員 当直外社員	①旅客及び被災者の把握 ②被災者の救護 ③欠航便の旅客及び車両の処理対策に関する事 ④関連機関等への連絡等
庶務対策班 班長 総務担当役員 当直外社員	①被災者の親近者への連絡及び世話 ②報道関係者への対応（発表を除く） ③救援関係物資の調達及び補給 ④その他、庶務に関する事

第9条（医療救護の連絡等）

1. 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船客に医師がいる場合は、その医師に協力を要請することとし、不在の場合は、別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

第10条（現場の保存）

1. 船長及び運航管理者は、事故処理後、関係海上保安官署と連絡をとりつつ、運航に支障がない限り、事故の原因調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

第11条（事故調査委員会）

1. 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

	職名
委員長	経営トップ
副委員長	安全統括管理者 運航管理者
委員	海務担当者 営業担当者 関係運航管理補助者

附則

この規程は平成23年4月1日より実施する
平成28年2月16日一部改訂
令和2年6月19日一部改訂